重要事項説明書(介護予防短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、 当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 上関福祉会
主たる事務所の所在地	山口県熊毛郡上関町大字長島1390
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 井 原 久 治
電話番号	0820-65-5110

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム かみのせき苑
施設の所在地	山口県熊毛郡上関町大字長島1561-1
県知事指定番号	3577300266
施設長の氏名	苑 長 溪 山 浩 範
電話番号	0820-65-5110
FAX番号	0820-65-0566

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業所の種類		県知事の指定		利用定数
╡		指定年月日 指定番号		利用足剱
施設	特別養護老人ホーム	12年4月1日	山口県3577300266号	30人
	短期入所生活介護	12年4月1日	山口県3577300266号	
	介護予防短期入所生活介護	18年4月1日	四日保3311300200万	10人
	短期入所 (障害)	18年10月1日	山口県3515900011号	
	地域密着型通所介護	12年4月1日	上関町3577300258号	15人(月~金)
	介護予防通所介護	18年4月1日	山口県3577300258号	13八(万°壶)
居宅	通所サービスA(緩和)	29年4月1日	上関町3577300258号	10人(土曜日)
冶七	訪問介護	12年4月1日	上関町3577300233号	
	介護予防訪問介護	18年4月1日	山口県3577300233号	
	訪問型サービスA(緩和)	29年4月1日	上関町3577300233号	_
	居宅介護 (障害)	18年10月1日	山口県351590029号	
	重度訪問介護 (障害)	18年10月1日	四日來3313900295	
	居宅介護支援事業	19年4月1日	山口県3577300605	30人

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、業務の適正かつ円滑な執行並びに老人福祉理念に基づき利用者の生活の安定および生活の充実を図ることを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあっては、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持および利用者の家族の身体的負担の軽減を図ることを目指す。

5. 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地		3, 343. 7 m²
	構造	鉄筋コンクリート造平屋建(耐火建物)
建物	延床面積	1, 950. 16 m ²
	利用定数	30名 短期入所 10名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	一人あたりの面積
1人部屋	4室	$5.5.2 \text{ m}^2$	13.80 m²
2人部屋	1室	27.6 m ²	13.80 m²
4人部屋	1室	42.7 m^2	10.66 m²

- (注1) 指定基準は、居室1人あたり10. 62 m²です。
- (注2) 各部屋の配置並びに構造については、別途パンフレットを参照してください。

(3) その他主な設備(特別養護老人ホームと共用)

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂	1室	1 3 4. 4 m²	3. 95 m²
機能訓練室	1室	23.69 m²	3. 9 3 III
一般浴室	1室	25.56 m²	
機械浴室	特殊浴槽 2台		
便 所	11箇所		
医 務 室	1室		

- (注1)食堂の指定基準は、1人あたり3㎡です。
- (注2) 各部屋の配置並びに構造については、別途パンフレットを参照してください。

6. 職員体制

AV NICE -		区分			常勤換			
従業員の	員数	常勤		非常勤		算後の	指定基準	保有資格
職種	X 30	専 従	兼務	専 従	兼務	人数	加龙丛中	N. II X III
管理者	1					1	1	社会福祉施設長資格
医師 (嘱託)	1			1				医師免許
事務員	2	1		1				
生活相談員	1	1				1	1以上	社会福祉士
介護職員	15	8	1	(6)		10. 9	入所 3 : 1 職員 以上	介護福祉士 保有者有
看護職員	5	1		(4)		2.2	入所者30~50 未満=1以上	正•准看護師免許
管理栄養士	1	1				1	1以上	管理栄養士免許
機能訓練指導員	1	0		(4)		1.3	1以上	正・准看護師免許

7. 職員体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休暇
施設長	正規の勤務時間(8:30~17:30)常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間(8:30~17:30)常勤で勤務	4週8休
介護職員	 ・早番 (7:00~16:00) 日勤A (8:30~17:30) 日勤B (9:00~18:00) 遅出 (9:30~18:30) 夜勤 (16:00~10:00) ・夜間は、特別養護老人ホームと一体で運用します。 	原則として 4週8休
看護職員	・正規の勤務時間帯(8:30~17:30)・夜間についてはオンコールで緊急時に備えます。	4週8休
機能訓練指導員	週5日、8:30~17:30まで勤務	
医師	週2日(月、木曜日)	
栄養士	正規の勤務時間(8:30~17:30)常勤で勤務	4週8休
事務員	正規の勤務時間 (8:30~17:30) で勤務	4週8休

8. 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は、上関町の区域です。

9. 営業日および利用の予約

営業日	年中無休
ご予約方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2ヵ月前
	から受け付けております。

10. 施設サービスの概要

契約書別紙「サービス内容説明書」記載のとおり。

11. キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	現在のところ無料
利用開始当日	現在のところ無料
利用開始2日前から前日まで	現在のところ無料

12. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、下記窓口です。

受付担当者 生活相談員 山本 富也 解決責任者 苑 長 溪山 浩 範

住 所 山口県熊毛郡上関町大字長島1561-1

電 話 0820-65-5110 FAX 0820-65-0566

上関町役場 保健福祉課介護保険係

住 所 山口県熊毛郡上関町大字長島583-1

電話 0820-62-1777 FAX 0820-62-1541

山口県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

住 所 山口県山口市朝田1980-7

電 話 083-995-1010

FAX 083-934-3665

第三者委員

岩 木 和 美 山口県熊毛郡上関町大字長島770番地 光 寿 光 夫 山口県熊毛郡上関町大字長島4542番地

松 中 一 夫 山口県熊毛郡上関町大字室津395番地第5地

13. 嘱託医

医療機関の名称	医療法人 光輝会
嘱託医名	重富 雄哉
所在地	山口県熊毛郡平生町佐賀2-77
電話番号	0820-58-1111
診療料	内科

14. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 光輝会 光輝病院
院長名	宮田 伊知郎
所在地	山口県熊毛郡平生町佐賀2-77
電話番号	$0\ 8\ 2\ 0\ -\ 5\ 8\ -\ 1\ 1\ 1\ 1$
診療科	内科・外科・整形外科・歯科・皮膚科・神経科 脳神経外科・眼科泌尿器科・耳鼻咽喉科・婦人科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と光輝病院とは、入所者に病状の急変があった場合 に協力病院となる承諾をいただいている。

医療機関の名称	光市立大和総合病院
院長名	板垣 達則
所在地	山口県光市大字岩田974番地
電話番号	0820-48-2111
診療科	内科・外科・整形外科・歯科口腔外科・小児科 眼科・耳鼻咽喉科・産婦人科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と光市立大和総合病院とは、入所者に病状の急変があった場合に協力病院となる承諾をいただいている。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める	「特別養護老人ホーム	かみのせき苑	消防計画」に
	のっとり対応	を行います。		

近隣との協力関係	蒲井消防団と非常時の相互の応援を約束しています。			
非常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホーム かみのせき苑 消防計画」に のっとり年2回夜間及び昼間を想定した訓練を入所者の方も参加し て実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
(特別養護老人ホームと	スプリンクラー	有り	防火扉・シャッター	1 箇所
共通) 	自動火災報知機	有り	非常通報装置	有り
	誘導灯	有り	漏電火災報知器	有り
	ガス漏れ報知器	有り	非常用電源	有り
	カーテン、布団等は防災	災性能の	あるものを使用しております。	有り
消防計画等	消防署への届け出日 防火管理者 溪山		11年7月	

16. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出て下さ い。
外出	外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に書面により申し出 て下さい。
健康管理と状態悪化時の 対応について	利用開始時に体温・血圧・一般状態など健康チェックを行います。 また、利用期間中は上記に加えて、食事の摂取状況や排泄状態など も観察し、健康管理に努めます。 医師は常勤しておりませんので、発熱、呼吸、持病の悪化など状態に応じて、かかりつけの医療機関の受診や自宅での療養をお勧めすることがあります。 緊急時を除いて医療機関への搬送はご家族でお願いします。 受診にかかる医療費は直接医療機関にお支払下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく ことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、む やみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	氏名等を記入して下さい。
現金等の管理	できるだけ所持しないようにして下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下 さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

サービス内容説明書(介護予防短期入所生活介護サービス)

1. 介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内容
食事の介助	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエ
	ティーに富んだ食事を提供します。
	(ただし、食材料費は給付対象外です。)
	・食事は、できるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。
	(食事時間朝食 7時30分~
	昼食 12時~
	夕食 17時30分~
排せつ介助	利用者の応じて適切な排せつ介助を行うとともに排せつの自立ついても適切な援助を行います。
入浴の介助	・週2回の入浴または清拭を行います。
	・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も介助。
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
	・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
	・個人としての尊厳に配慮して、適切な整容が行われるよう援助します。
	・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は随時実施します。
機能訓練	・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
	利用開始時に体温・血圧・一般状態など健康チェックを行います。 また、利用期間中は上記に加えて、食事の摂取状況や排泄状態なども観察し、 健康管理に努めます。 ・医師は常勤しておりませんので、発熱、呼吸、持病の悪化など状態に応じ て、かかりつけの医療機関の受診や自宅での療養をお勧めすることがありま
	す。 ・緊急時を除いて医療機関への搬送はご家族でお願いします。 ・受診にかかる医療費は直接医療機関にお支払下さい。
相談および援助	・当施設は、入所者およびその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。・介護及び看護の記録について情報提供を行います。(相談窓口) 生活相談員
送迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト 付の送迎車で入退所の送迎を行います。